

2018年（平成30年）11月8日

大阪府南警察署長 殿

大阪弁護士会

会 長 竹岡 富美男

勸告書

申立人A氏（以下「申立人」という。）より、当会对し、人権侵害の事実があったとして、適切な救済措置を求める旨の申立がありました。

当会人権擁護委員会において慎重に審査しました結果、人権侵害があると認めましたので、以下のとおり勸告します。

第1 勸告の趣旨

任意同行中の被疑者を取り調べている間に、被疑者が退出の意思を表明した場合には、直ちに被疑者を退出させることとし、任意捜査として許される限度を超えて被疑者を留め置くことがないよう勸告する。

第2 勸告の理由

1 認定した事実

(1) 平成25年1月22日午前7時49分頃、申立人は当日に知り合った女性とともに、大阪市内にあるホテルBに入室した。

同日夕刻、女性は退室したが、申立人は同室に残った。

同ホテルのシステム上、24時間以上滞在することはできないようになっていたが、翌23日朝、入室後24時間を過ぎても申立人がチェックアウトしなかったため、同ホテル店長が貴署に通報した。

同日午前9時28分頃、貴署の警察官が臨場し、同室の呼び鈴を鳴らしたり、ドアをノックしたりしたが、部屋の中から応答がなかったため、スペアキーで同室の鍵を開錠し、チェーン錠をカッターで切断して、午前9時42分頃、同室に入った。

その時、申立人は、トイレの中で立ったまま洋式トイレの水タンクの上に両手を組んで乗せ、それを枕にして突っ伏しているような状態にあり、警察官が声を掛けても反応がなかった。申立人は、警察官の介助を受けてベッドルームに移動したが、その後もトイレとベッドルームを行き来し、何度も頭を掻きむしるなどしていた。

それから、警察官が申立人に対し、宿泊代金1万0280円を支払ってチ

チェックアウトするように求めたところ、申立人は、「ズボンのポケットに入れていた所持金1万5000円がなくなっている」と言って、室内を探したが、その所持金が見つからなかったため、「所持金を盗まれた」と警察官に申告した。

申立人の盗難被害の訴えを聞いた警察官は、申立人に対し、「1万円が盗まれた話と、無銭宿泊についてちょっと話を聞かせてくれ」と述べて任意同行を求めた。

これに対し、申立人は、「自分は被害者です」と述べて、任意同行に応じた。

- (2) 同日午後0時10分頃に申立人が貴署に到着した後、同日午後0時12分頃から午後4時頃まで、及び、午後4時59分頃から午後6時12分頃までの間、貴署の警察官が取調室にて申立人を取り調べた。

その後、午後8時19分頃に、無銭宿泊を内容とする詐欺の被疑事実で通常逮捕した。

その間、警察官は、取調べ中に申立人が取調室から出て行こうと扉に近づいた際には「まだ話し終わってないから戻って」と言って申立人を遮り、申立人が「もう帰るぞ」と言って出て行こうとした際には、ドアの前に立ち塞がって制止し、申立人がトイレに行った際には同行し、取調べを中断した午後4時頃からの約1時間には、取調担当警察官とは異なる警察官が取調室に入室していた。

その結果、貴署に留め置かれていた午後0時12分頃から午後8時19分頃までの約8時間、申立人の動静は常に警察官に監視された状態に置かれた。

さらに、貴署に留め置かれていた間、申立人は所持金がなかったため、食事をとることもできなかった。

- (3) 他方、申立人は、貴署に到着して取調室に入った後すぐに、取調担当警察官に対し、所持金が盗まれた旨の被害届を提出する意思を表明し、取調べ中も、被害届の受理を求め続けたが、取調担当警察官は申立人の説明を信用せず、その受理を拒んで、申立人に被害届を提出させなかった。

- (4) その後、申立人は、詐欺の被疑事実での逮捕中の平成25年1月24日に強制採取された尿から覚せい剤が検出されたことによって覚せい剤取締法違反にて起訴され、有罪判決を受けた。

その控訴審において裁判所は、任意同行後の本件留め置きが「任意捜査として許される限度を超えた違法なもの」と判断したものの、その留め置きが長

時間に及んだのは、申立人が仮名を名乗ったり、調書への署名・指印を拒否したり、犯意を否認したりしたため、慎重な捜査が必要であったことを理由に、「その違法は、令状主義の精神を没却するような重大なものとはいえない」として、その違法な拘束の後に採取された尿の証拠能力を否定せず、控訴を棄却した。

2 当会の判断

- (1) 任意同行に基づく任意の取調べについては、刑事訴訟法第198条1項は、被疑者は出頭後、「何時でも退去することができる。」と定めている。

これは、刑事手続における人権を保障するために、捜査機関による不当な捜査を公正中立な裁判官の事前審査によって抑制することを旨とする令状主義を実効化することを目的とする。

したがって、被疑者である申立人が退去を求めた場合には、捜査機関は無条件で、申立人の要請に応じて取調べを終了して退去させなければならなかった。

これに対し、貴署の警察官は、被疑者として任意同行に応じた申立人を、同人が明確に退去の意思を表明していたにもかかわらず、その意に反して、貴署に約8時間にわたって留め置き、その間、申立人に食事をとらせないまま、常に監視を続けていた。

この留め置きは、事実上、逮捕と同視できる状況に申立人を置いたものといえ、任意捜査として許される限度を超えた違法なものであり、申立人に対する人権侵害性は優に認めることができる。

しかも、申立人は食事をとることもできなかつたのであるから、その人権侵害性は大きいといえる。

さらに、貴署の警察官は、申立人が所持金を盗難された旨の被害届を提出したいと求め続けていたにもかかわらず、被害届の受理を拒み続けたのであるが、貴署の警察官が申立人を長時間留め置くために、申立人の被害届を受理するかのように装って任意同行に応じさせたとも疑われる。

- (2) この点、申立人に対する覚せい剤取締法違反にかかる刑事事件の控訴審判決は、本件留め置きの違法性を認めながらも、慎重な捜査が必要であったことなどを理由に、この違法は令状主義の精神を没却するような重大なものとはいえないと判示して、有罪の結論を覆さなかった。

しかし、本件での留め置きは事実上の逮捕と同視できるのであり、違法であって、申立人の人権を侵害していることは明白であるのに、令状主義の精

神を「没却しない」とされることによって、捜査機関が行った違法な職務執行が何の制裁的措置も受けずに済まされることとなれば、今後も類似の違法行為を正す契機がないまま、不当な事態が続くことになる。

- (3) したがって、当会は貴署に対し、今後は、かかる任意捜査の限界を超えた違法な取調べ・身柄拘束によって、被疑者の人権を侵害することのないよう、勧告するものである。

以上